〈「特定活動（特定自動車運送業準備）」用〉

本国において定められた遵守すべき手続がないことに係る説明書

国籍・地域

氏　　　名

　出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）第５５号に定められた在留資格「特定活動」に係る在留諸申請について、本国において定められた遵守すべき手続がないことを確認しました。

申請人の署名

作成年月日　　　　　　年　　　月　　　日